

## 未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料

平成26年12月8日

基幹統計名	家計統計
実施府省・部局名	総務省 統計局 統計調査部 消費統計課

統計の目的	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的とする。
作成の方法	専ら調査員調査の方法により作成する。
統計体系の見直し、調査の沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和21(1946)年7月に現在の家計調査の前身である「消費者価格調査」が開始された。昭和28(1953)年4月には、名称が「家計調査」に改められた。</li> <li>・ 昭和37(1962)年7月には、調査対象を28都市から168市町村に、約4,200世帯から約8,000世帯に拡大するとともに、母集団地域を昭和24(1949)年4月現在の市制施行地(現在の人口5万以上の市にほぼ見合う。)から全国に拡大した。</li> <li>・ 昭和56(1981)年1月からは、収支項目分類を5大費目から10大費目に改正した。</li> <li>・ 平成11(1999)年7月からは、農林漁家世帯を調査の対象に追加した。(平成10年統審議第24号)</li> <li>・ 平成13(2001)年10月に、家計調査において把握が困難な、購入頻度が少ない高額商品・サービスなどへの消費の実態を安定的に捉えることを目的として、家計消費状況調査を創設した。</li> <li>・ 平成14(2002)年1月からは、単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査を廃止し、家計調査に統合した。</li> </ul>
最終答申以降の見直し検討状況等	<p>平成13年7月に行われた家計調査に関する最終答申以降、経済社会情勢の変化を踏まえ、消費統計研究会など外部有識者による研究会等も開催しつつ検討を進め、以下の見直しを行った。</p> <p>≪調査関係≫</p> <p>○単身世帯収支調査の家計調査への統合(平成14年1月～)</p> <p>家計調査において調査していなかった単身世帯の家計収支について別調査であった「単身世帯収支調査」を家計調査に統合。 (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/shihanki/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/shihanki/index.htm</a>)</p> <p>○貯蓄動向調査の家計調査への統合(平成14年1月～)</p> <p>従来は年に1回貯蓄、負債等を調査していた「貯蓄動向調査」を家計調査に統合。調査を毎月実施するとともに、公表も四半期ごとに充実化。 (<a href="http://www.stat.go.jp/data/sav/1.htm">http://www.stat.go.jp/data/sav/1.htm</a>)</p> <p>≪集計関係≫</p> <p>○総世帯結果の公表(平成14年～)</p> <p>(<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/shihanki/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/shihanki/index.htm</a>)</p>

	<p>○家計消費指数の公表（平成15年5月分～、平成14年まで遡及）  家計消費の動向をより安定的に把握するため、購入頻度が少なく結果が安定しにくい高額消費部分を家計消費状況調査の結果で補完した新しい指数を公表。  (<a href="http://www.stat.go.jp/data/gousei/index10.htm">http://www.stat.go.jp/data/gousei/index10.htm</a>)</p> <p>○「農林漁家世帯を含む」結果の主系列化（平成18年2月分～）  従来は、「農林漁家世帯を除く」結果を主系列として公表していたが、「農林漁家世帯を含む」結果の公表を早期化するとともに、主系列へと変更。  (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/notes.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/notes.htm</a> 利用上の注意の「1」参照)</p> <p>○消費水準指数の改定（平成20年1月分～）  従来は、世帯規模（人員）、1か月の日数及び物価水準の変動の影響を除去して消費水準指数を公表してきたが、人口の高齢化を受け、世帯主の年齢変化の影響も除去。  (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/point/pdf/point07.pdf">http://www.stat.go.jp/data/kakei/point/pdf/point07.pdf</a>)  (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/#level">http://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/#level</a>)</p> <p>○無職世帯結果の特別集計の公表（平成20年5月～、昭和61年まで遡及）  無職世帯の割合の高まりを受け、世帯主の年齢階級別など詳細な結果を公表。  (<a href="http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001127728">http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001127728</a> 平成26年9月結果、表番号3-14)  (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/musyoku/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/musyoku/index.htm</a>)</p> <p>○季節調整法の変更（平成21年1月～）  うるう年や月末の曜日など1年を周期としない要因による影響も除去するよう季節調整法を変更。  (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/point/pdf/point12.pdf">http://www.stat.go.jp/data/kakei/point/pdf/point12.pdf</a>)</p> <p>○「除く住居等」の消費支出額の公表（平成22年1月分～）  個人消費の動向のよりの確な把握に資するため、「住居」など4項目を除く消費支出を公表。  (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/index.htm</a>)</p> <p>○月次の公表冊子の結果表に無職世帯結果の掲載（平成26年1月分～）  (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/zuhyou/fies_t2.xls">http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/zuhyou/fies_t2.xls</a>)</p> <p>以上のような取組に加え、近年の消費実態を勘案して原則5年ごとに収支項目分類を改定している。平成27年改定に向けては、パブリックコメントを実施した。</p>
調査の根拠法令	統計法（平成19年法律第53号）及び家計調査規則（昭和50年11月12日総理府令第71号）

調査の体系等	<p>家計収支に関する統計のうち、動態統計としての役割を果たしており、この他に、家計調査を補完する家計消費状況調査（月次で実施）及び構造統計である全国消費実態調査（5年ごとに実施）がある。</p> <p>これら以外に家計収支に関する詳細な統計は存在せず、代替の利かない統計調査である。</p>
調査の対象	<p>全国の世帯を調査対象としている。ただし、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しい一部の世帯を除外している。</p>
抽出方法	<p>地方、都市階級等により層化を行い、層化3段抽出法（第1段—市町村、第2段—調査単位区、第3段—世帯）により、約9,000の調査世帯を抽出している。</p> <p>二人以上の世帯については、同一世帯を6か月間調査し、毎月標本の6分の1を交替している。また、単身世帯については、同一世帯を3か月間調査し、毎月標本の3分の1を交替している。</p> <p>※ 調査をどうしても引き受けられない世帯の場合には、代替の世帯を抽出している。</p>
回収率 （うちオンライン回収率）	<p>平成25年における各月平均の回収率（調査世帯数に占める集計世帯数）は、以下のとおり。</p> <p>○ 二人以上の世帯： 96.4% ≪8,076世帯中7,784世帯≫</p> <p>○ 単身世帯： 93.2% ≪ 745世帯中 694世帯≫</p> <p>なお、調査方法として、オンライン調査の手法は採用していない。</p>
調査票・調査事項	<p>家計簿： 毎日の収入と支出（毎月、自計式）</p> <p>世帯票： 世帯、住居等の状況（調査開始時、他計式）</p> <p>年間収入調査票： 年間収入（1か月目後半、自計式）</p> <p>貯蓄等調査票： 貯蓄、負債の保有状況（3か月目前半、自計式）</p> <p>準調査世帯票： 世帯の各種属性等（調査をどうしても引き受けられない世帯のみ調査依頼時、他計式）</p>
調査の時期	毎月実施
調査の系統・方法	「総務大臣—都道府県知事—統計調査員（指導員）—統計調査員（調査員）—調査世帯」の系統により実施している。
公表状況	<p>インターネットなどを通じて、以下の集計体系で公表している。</p> <p>≪家計収支編≫</p> <p>○ 月次</p> <p>・二人以上の世帯（調査月の翌月末公表）</p> <p>○ 四半期ごと</p> <p>・単身世帯（調査最終月の翌々月中旬公表）</p> <p>・総世帯（単身世帯と同時公表）</p> <p>≪貯蓄・負債編≫</p> <p>○ 四半期ごとに二人以上の世帯（調査最終月の4か月後に公表）</p>

<p>使用している統計 基準・定義等の提供</p>	<p>総務省統計局ウェブサイト等に以下の内容を掲載し、統計利用上の留意点等を提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の解説 (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.htm</a>)</li> <li>・データを探す前に (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/search/before.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/search/before.htm</a>)</li> <li>・利用上の注意 (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/notes.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/notes.htm</a>)</li> <li>・結果を見る際のポイント (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/point/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/point/index.htm</a>)</li> <li>・結果の解説 (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/gaikyo/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/gaikyo/index.htm</a>)</li> <li>・家計ミニトピックス (<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/tsushin/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/kakei/tsushin/index.htm</a>)</li> </ul>
<p>推計・集計の 方法</p>	<p>二人以上の世帯の月別結果については、市町村（層）別の抽出率の逆数に比例した係数を作成し、労働力調査の世帯分布結果を基に地方別（10区分）及び世帯人員別（4区分）に世帯数の分布の補正（比推定）を行って推定している。なお、年平均は月別結果の単純平均として算出する。</p> <p>単身世帯の四半期平均結果については、時系列の安定性を重視する観点から、層別の係数を作成せず、労働力調査の世帯分布結果を基に全国一律の男女別、年齢階級別（3区分）の係数を作成して推定している。なお、年平均は、層別の抽出率の逆数に比例した係数を作成し、労働力調査の世帯分布結果を基に地方別（6区分）、男女別及び年齢階級別（3区分）に世帯数の分布の補正（比推定）を行って月別結果を推定し、それを単純平均して算出する。</p> <p>総世帯の四半期平均及び年平均結果については、二人以上の世帯の結果及び単身世帯結果の調査対象世帯数による加重平均により求めた月別結果をそれぞれ単純平均して算出する。</p>
<p>実績精度（全 国）</p>	<p>平成25年（2013年）における毎月の消費支出額（全国、二人以上の世帯）の標準誤差率は、12か月平均で約1.3%（最小値1.2%、最大値1.4%）となっている。</p>
<p>利活用事例</p>	<p>《景気判断や経済施策の実施のための基礎資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月例経済報告の個人消費動向の判断</li> <li>○ 四半期別GDP速報（QE）における家計最終消費支出の算定での利用</li> <li>○ 給与所得者の必要経費や収入階級別の消費税負担の状況の試算など、各種税制の検討での利用</li> </ul> <p>《社会保障政策の企画・立案等における利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護基準、基礎年金額、標準生計費などの検討の基礎資料</li> </ul> <p>《消費者物価指数の基礎資料としての活用》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者物価指数（CPI）におけるウエイトの算定での利用</li> </ul>

	<p>《学術研究や民間の経済活動での利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家計収支、消費者行動等の学術研究</li> <li>○ 特産品による観光、町おこし</li> <li>○ 民間企業の戦略・商品開発や商品サービスの需要予測、生産・出店計画等</li> </ul>
<p>二次利用等の状況</p>	<p>統計法第 32 条の利用は、平成 25 年度に 5 件（統計の作成等）。</p> <p>統計法第 33 条の利用は、平成 25 年度に第 1 号で 12 件（統計の作成等）、第 2 号で 2 件。</p> <p>また、平成 22 年度からオーダーメイド集計の提供を開始しており、平成 25 年度末までの提供件数は 2 件。</p>
<p>前回答申時の「今後の課題」の有無・内容</p>	<p>諮問第 273 号の答申「家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について」（平成 13 年統審議第 6 号）において、以下のとおり記載されている。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 調査対象世帯の協力の確保</p> <p>家計調査及び単身世帯収支調査については、両調査とも代替標本を選定しなければならない状況が多く発生しており、依然として調査協力を得るのが難しい状況にある。調査対象世帯の協力の確保方策については、今回の家計調査の改正において、報告者負担軽減の観点から、調査項目の簡素化などを行うこととしている。また、従来から、家計調査の重要性等を説明するパンフレットを配布するなどの対応をしているが、引き続き、調査対象世帯の一層の理解、協力を得る方策について検討する必要がある。</p> <p>⇒これまでに統計調査の広報に注力（結果を引用された新聞記事をまとめた資料の作成及び実査での活用など）してきたほか、生鮮食品の重量記入用の秤をデジタル秤にするなどの変更を実施。</p> <p>(2) 家計調査における調査方法の改善</p> <p>ア 世帯内単身者の収支状況の的確な把握</p> <p>世帯全体の収支を把握するため、各世帯員の収支の状況を記入するよう調査世帯に依頼をしているが、世帯内単身者の収支状況をよりの確に把握する方策について、引き続き、検討する必要がある。</p> <p>⇒全国消費実態調査において、世帯構成員の個人的な収支の調査を実施したほか、平成 24 年から、家計調査の「記入のしかた」に世帯全体の収支の記入に関する注意喚起の文言を追加し、調査員への説明も強化。</p>

#### イ レシート貼付方式の採用による調査負担の軽減

レシート貼付方式について、現在までの検討において、1)補記が必要な事例が多くみられること、2)印字が薄く判読が困難な場合があること等の問題が指摘されており、すぐに採用することは難しい状況にあるものの、報告者負担軽減の観点から、引き続き、検討する必要がある。

⇒月次の調査として時間的制約がある中で、レシート内容の確認・入力に通常よりも多くの時間を要することなどから、全面的な導入は困難。今後については、情報通信技術の活用の検討と併せて引き続き検討。

#### ウ 情報技術を活用した調査の導入の可能性

パソコン等を利用した調査については、これにより、必ずしも調査客体すべてが調査負担の軽減を感じるものではないが、パソコン等の情報機器は今後も普及すると考えられ、パソコン等を利用した調査により記入負担が軽減したと感じる調査客体も増加していく可能性があることから、引き続き、その導入方法等について検討する必要がある。

⇒現在、オンライン調査の導入及びレシート読み取りなどの機能の実行可能性について、調査研究を実施中。オンライン化に伴う家計簿への記入精度の担保などの課題への対応について、十分な検討が必要。

#### (3) 単身世帯における貯蓄・負債状況の把握

単身世帯の貯蓄・負債の保有状況の把握については、単身世帯の調査協力を得るのが難しく、新しい枠組みによる調査を円滑に実施する観点から、今回の家計調査の改正では、調査を行わないこととしたものである。しかし、単身世帯の貯蓄・負債の保有状況は、世帯全体の貯蓄・負債の保有状況を把握する上で非常に重要なものであり、将来的には、新たな調査方法の導入を含め、その把握を行うことについて検討する必要がある。

⇒統計調査をめぐる環境は一層厳しさを増している中でこれ以上の負担増は困難。まずは、オンライン調査の導入などにより、単身世帯を含む調査全体の一層の円滑化を図っていくことが重要と認識。

#### (4) 特定消費統計調査（仮称）における調査項目の見直し

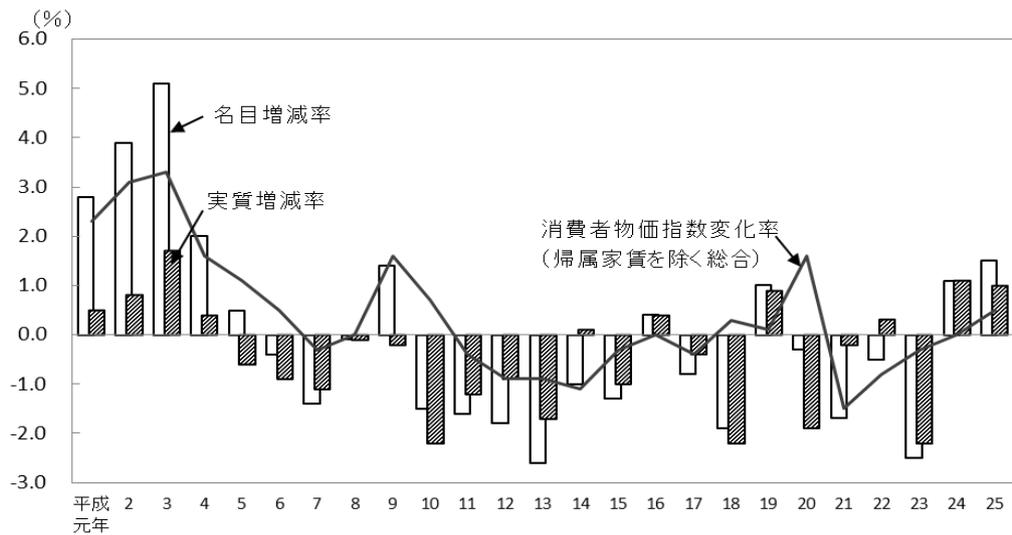
高額商品・サービスについては、新たな商品・サービスの登場、消費生活の変化等によって、今後、本調査によって把握することが必要となる新しい品目が出現したり、今回の計画で把握することとしている品目について把握の必要性が低下したりする可能性がある。これについては、今後、家計調査における新しい品目の出現の状況や本調査における調査品目の出現率の変化等を踏まえ、本調査に

おける調査品目が、常に家計調査を補完する上で適切なものとなるよう、見直しを行っていく必要がある。

⇒家計消費状況調査の調査項目については、購入頻度の変化や関係機関からの要請等を踏まえ、適宜見直しを実施。

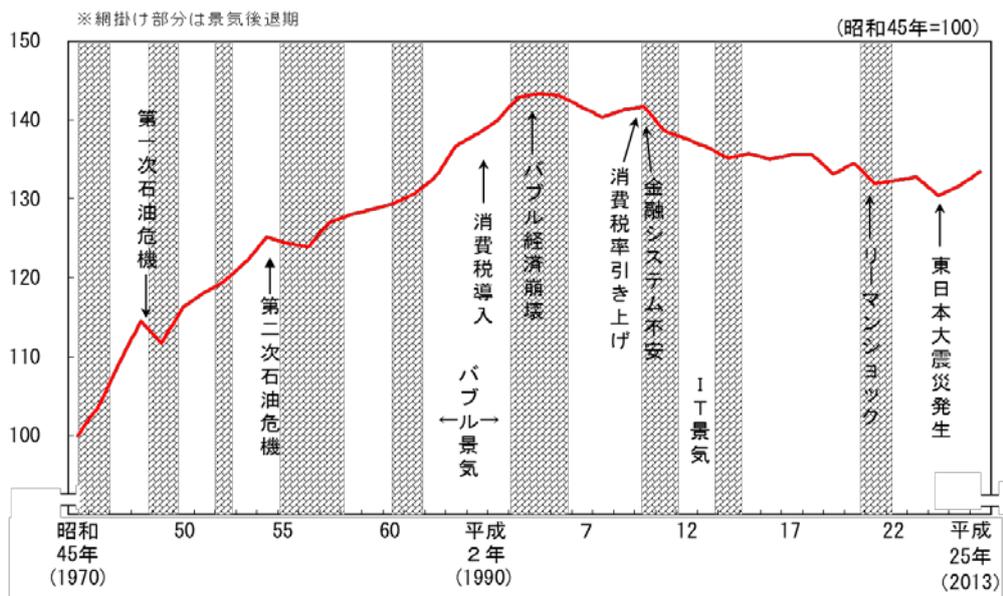
その他  
(長期時系列統計からみた推移等)

消費支出の対前年増減率の推移  
(二人以上の世帯・平成元年～平成25年)



※ 平成12年以前は、農林漁家世帯を除く結果による。また、平成13年以降は、農林漁家世帯を含む結果による。

消費水準指数 (二人以上の世帯・昭和45年～平成25年)



※ 消費水準指数とは、消費支出から世帯規模 (人員)、1か月の日数及び物価水準の変動の影響を除去して計算した指数。ただし、昭和56年以降については、世帯主年齢の変化の影響についても除去して計算。